企業向け利用規約 | 新旧対照表

変更のある条を全文掲載し、変更箇所に下線を付しています。

旧（変更前）	新（変更後）
第 1 条（目的、適用）	**第 1 条（目的、適用）**
1. 本規約は、株式会社エイジレス（以下、「当社」という。）と当社が提供する求人・転職サイト「エイジレスキャリア」（以下、「本サービス」という。）に求人情報を掲載して求人募集を行う個人事業主及び法人その他の団体、並びにこれらの者から依頼を受けた転職エージェント（以下、総称して「求人企業等」という。）との間で締結されるサービス利用契約（以下、「本契約」という。）の内容について定めることを目的とする。	1. 本規約は、株式会社エイジレス（以下、「当社」という。）と当社が提供する求人・転職サイト「エイジレスキャリア」（以下、「本サービス」という。）に求人情報を掲載して求人募集を行う個人事業主及び法人その他の団体、並びにこれらの者から依頼を受けた転職エージェント（以下、総称して「求人企業等」という。）との間で締結されるサービス利用契約（以下、「本契約」という。）の内容について定めることを目的とする。**なお、当社による個人情報の取扱いについては、別途定める当社の個人情報保護方針によるものとする。**
2. 当社が、本サービス上で掲載する本サービス及びこれに付随するサービスの利用に関するルールは、本規約の一部を構成するものとする。	2. 当社が、本サービス上で掲載する本サービス及びこれに付随するサービスの利用に関するルールは、本規約の一部を構成するものとする。
3. 本規約の内容と、前項のルールその他の本規約外における本サービスの説明等とが異なる場合は、当該ルール等の規定が優先して適用されるものとする。	3. 本規約の内容と、前項のルールその他の本規約外における本サービスの説明等とが異なる場合は、当該ルール等の規定が優先して適用されるものとする。

旧（変更前）	新（変更後）
第 2 条（定義）	**第 2 条（定義）**
1.「申込み担当者」とは、第 4 条（本契約の成立）に定める本契約の申込みを本サービス上の必要事項入力及び送信等をすることで行う者をいう。	1.「申込み担当者」とは、第 4 条（本契約の成立）に定める本契約の申込みを本サービス上の必要事項入力及び送信等をすることで行う者をいう。
2.「求人情報ページ」とは、本サービス上で表示される、求人企業等の求人情報が掲載されたウェブページをいう。	2.「求人情報ページ」とは、本サービス上で表示される、求人企業等の求人情報が掲載されたウェブページをいう。
3.「求職者」とは、**当サイト**を利用して求職を行う者であって、**当サイト**を通じ	3.「求職者」とは、**本サービス**を利用して求職を行う者であって、**本サービス**を

旧（変更前）	新（変更後）
て求人企業等と連絡（当サイト上の機能を利用した連絡を含むが、これに限られない。）を行った時点で当サイトの会員として登録していた者（求人企業等による採用時点で当サイトを退会している者を含む。）をいう。	通じて求人企業等と連絡（本サービス上の機能を利用した連絡を含むが、これに限られない。）を行った時点で本サービスの会員として登録していた者（求人企業等による採用時点で本サービスを退会している者を含む。）をいう。
4.「登録情報」とは、求人企業等が本サービス上で登録した、求人企業等に関する情報、雇用条件等の求人情報、その他一切の情報をいう。	4.「登録情報」とは、求人企業等が本サービス上で登録した、求人企業等に関する情報、雇用条件等の求人情報、その他一切の情報をいう。
5.「本サービス利用料等」とは、第 10 条（本サービス利用料等）第 1 項に定める初期費用、月額基本料、同条第 2 項に定める本サービス利用料及び同条第 4 項に基づき発生するスカウトメール送信料を総称していう。	5.「本サービス利用料等」とは、第 10 条（本サービス利用料等）第 1 項に定める初期費用、月額基本料、同条第 2 項に定める本サービス利用料及び同条第 4 項に基づき発生するスカウトメール購入料を総称していう。
6.「採用」とは、雇用形態、契約形態を問わず、求職者が求人企業等において労務又は役務の提供を開始すること（研修や体験勤務等を含む。）をいう。	6.「採用」とは、雇用形態、契約形態を問わず、求職者が求人企業等において労務又は役務の提供を開始すること（研修や体験勤務等を含む。）をいう。
7.「採用日」とは、求人企業等が本サービスを通じて選考を行った求職者を採用した日をいう。	7.「採用日」とは、求人企業等が本サービスを通じて選考を行った求職者を採用した日をいう。
8.「秘密情報」とは、文書、電磁的データ、口頭その他形式の如何を問わず、又は秘密の表示若しくは明示又はその範囲の特定の有無にかかわらず、本サービス利用に関して開示された技術上、営業上又は経営上の情報その他本契約に関連して、開示された一切の情報をいう。ただし、以下の各号に示す情報（ただし、個人情報を除く。）は「秘密情報」に含まれない。	8.「秘密情報」とは、文書、電磁的データ、口頭その他形式の如何を問わず、又は秘密の表示若しくは明示又はその範囲の特定の有無にかかわらず、本サービス利用に関して開示された技術上、営業上又は経営上の情報その他本契約に関連して、開示された一切の情報をいう。ただし、以下の各号に示す情報（ただし、個人情報を除く。）は「秘密情報」に含まれない。
(1) 相手方から開示された時点で既に公知になっていた情報	(1) 相手方から開示された時点で既に公知になっていた情報
(2) 相手方から開示をされた時点で既に了知していた情報	(2) 相手方から開示をされた時点で既に了知していた情報
(3) 相手方から開示された後に自らの責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報	(3) 相手方から開示された後に自らの責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報

旧（変更前）	新（変更後）
(4) 相手方に対して秘密保持義務を負わない正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報	(4) 相手方に対して秘密保持義務を負わない正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
9.「個人情報」とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの又は個人識別符号が含まれるものをいう。なお、単独では特定の個人を識別できない情報もあるが、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別できる場合、「個人情報」として取り扱われるものとする。	9.「個人情報」とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの又は個人識別符号が含まれるものをいう。なお、単独では特定の個人を識別できない情報もあるが、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別できる場合、「個人情報」として取り扱われるものとする。
10.「反社会的勢力等」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者	10.「反社会的勢力等」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者**をいう。**

旧（変更前）	新（変更後）
第5条（会員登録）	**第5条（会員登録）**
1. 求人企業等は、当社所定のフォームに当社所定の必要事項を記入の上送信することで、会員登録を行うものとする。	1. 求人企業等は、当社所定のフォームに当社所定の必要事項を記入の上送信することで、会員登録を行うものとする。
2. 求人企業等は、登録情報の内容が真実かつ正確なものであることを表明し、保証するものとする。	2. 求人企業等は、登録情報の内容が真実かつ正確なものであることを表明し、保証するものとする。
3. 求人企業等は、登録情報を、本サービスを利用するために必要な範囲内で、自ら変更、追加、削除できるものとし、求人企業等において責任をもって、常に正確な状態に保つものとする。	3. 求人企業等は、登録情報を、本サービスを利用するために必要な範囲内で、自ら変更、追加、削除できるものとし、求人企業等において責任をもって、常に正確な状態に保つものとする。
4. 登録情報が誤っていたことにより求人企業等と求職者の間で紛争が生じる等、当該情報に起因又は**起因**して求職者が何らかの不利益を被った場合、求人企業等は自らの責任と費用においてこれを解決するものとし、当社は一切責任を負わな	4. 登録情報が誤っていたことにより求人企業等と求職者の間で紛争が生じる等、当該情報に起因又は**関連**して求職者が何らかの不利益を被った場合、求人企業等は自らの責任と費用においてこれを解決するものとし、当社は**、故意又は重大な**

旧（変更前）	新（変更後）
いものとする。	**過失がある場合を除き、**一切責任を負わないものとする。

旧（変更前）	新（変更後）
第 6 条（パスワード等の管理）	第 6 条（パスワード等の管理）
1. 本サービス上でアカウントを利用するための ID 及びパスワードは、第三者に推測されにくいパスワードにする等、求人企業等が自己の責任をもって管理するものとする。当社は、入力された ID 及びパスワードの組合せが求職者の登録したものと一致することを所定の方法により確認した場合、求人企業等による利用があったものとして本サービスを提供する。	1. 本サービス上でアカウントを利用するための ID 及びパスワードは、第三者に推測されにくいパスワードにする等、求人企業等が自己の責任をもって管理するものとする。当社は、入力された ID 及びパスワードの組合せが求人企業等の登録したものと一致することを所定の方法により確認した場合、求人企業等による利用があったものとして本サービスを提供する。
2. 当社は、盗用、不正利用その他の事情により求職者以外の第三者が求職者のアカウントを利用している場合であっても、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、それにより生じた損害について責任を負わないものとする。	2. 当社は、盗用、不正利用その他の事情により求人企業等以外の第三者が求人企業等のアカウントを利用している場合であっても、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、それにより生じた損害について責任を負わないものとする。
3. 求人企業等は、パスワード等が第三者に漏洩した場合、第三者によって不正に使用されていることが判明した場合、又はこれらの恐れがある場合、直ちにその旨を当社に連絡するとともに、当社の指示がある場合にはこれに従うものとする。	3. 求人企業等は、パスワード等が第三者に漏洩した場合、第三者によって不正に使用されていることが判明した場合、又はこれらの恐れがある場合、直ちにその旨を当社に連絡するとともに、当社の指示がある場合にはこれに従うものとする。

旧（変更前）	新（変更後）
第 11 条（本サービス利用料等の支払期日及び返金）	第 11 条（本サービス利用料等の支払期日及び返金）
1. 求人企業等は、当社に対し、前条第 1 項に定める初期費用、月額基本料を、当社が発行する請求書に基づき、当社の指定する期日までに、当社が指定する銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。なお、振込手数料は求人企業等の負担とする。	1. 求人企業等は、当社に対し、前条第 1 項に定める初期費用、月額基本料を、当社が発行する請求書に基づき、当社の指定する期日までに、当社が指定する銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。なお、振込手数料は求人企業等の負担とする。
2. 求人企業等は、当社に対し、前条第 2 項に定める本サービス利用料を、当社が発行する請求書に基づき、当社の指定する期日までに、当社が指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、振込手数料は求人企業等の負担とする。	2. 求人企業等は、当社に対し、前条第 2 項に定める本サービス利用料を、当社が発行する請求書に基づき、当社の指定する期日までに、当社が指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、振込手数料は求人企業等の負担とする。
3. 求人企業等は、当月のスカウトメールの購入数に応じて、当社の指定する期日までに、前条第 4 項に定めるスカウトメール送信料を支払うものとする。	3. 求人企業等は、当月のスカウトメールの購入数に応じて、当社の指定する期日までに、前条第 4 項に定めるスカウトメール購入料を支払うものとする。
4. 求人企業等が当社に対して本サービス利用料等の支払いを怠った場合には、求人企業等は、当社に対し、支払期日の翌日から支払済みまで年 14.6%の割合によ	4. 求人企業等が当社に対して本サービス利用料等の支払いを怠った場合には、求人企業等は、当社に対し、支払期日の翌日から支払済みまで年 14.6%の割合によ

旧（変更前）	新（変更後）
る遅延損害金を支払うものとする。	る遅延損害金を支払うものとする。
5. 求人企業等が求職者の責に帰すべき事由に基づき求職者を解雇した場合及び求職者が自己都合による退職をした場合には、利用申込書等で別途定めた返金規定に基づき、前条第２項に定める本サービス利用料を返金するものとする。ただし、求人企業等が当該解雇日又は退職日から１か月以内に当社に請求しない場合には、この限りでない。	5. 求人企業等が求職者の責に帰すべき事由に基づき求職者を解雇した場合及び求職者が自己都合による退職をした場合には、利用申込書等で別途定めた返金規定に基づき、前条第２項に定める本サービス利用料を返金するものとする。ただし、求人企業等が当該解雇日又は退職日から１か月以内に当社に請求しない場合には、この限りでない。

旧（変更前）	新（変更後）
第 **15** 条（契約期間）	第 **15** 条（契約期間）
1. 本契約の有効期間は、別途の定めがない限り、当社所定の申込書その他の書面（電磁的記録を含む。）において、当社及び求人企業等が別途合意した期間とする。ただし、期間満了の１か月前までに、当社又は求人企業等のいずれからも通知がない場合には、同一条件にてさらに当初の契約期間と同一の期間延長されるものとし、以後も同様とする。	1. 本契約の有効期間は、別途の定めがない限り、当社所定の申込書その他の書面（電磁的記録を含む。）において、当社及び求人企業等が別途合意した期間とする。ただし、期間満了の１か月前までに、当社又は求人企業等のいずれからも通知がない場合には、同一条件にてさらに当初の契約期間と同一の期間延長されるものとし、以後も同様とする。
2. 本契約が終了した場合でも、第５条（会員登録）第４項、第６条（パスワード等の管理）第２項、第 10 条（本サービス利用料等）第２項、第 11 条（本サービス利用料等の支払期日及び返金）第２項、第３項、第４項及び第５項、第 12 条（採用、不採用その他の報告義務）、本項、第 16 条（本サービスの利用停止及び本契約の解除）第３項、第 17 条（求人企業等による本契約の解除）第２項、第 18 条（当社からの通知）第２項、第 19 条（当社の責任）第３項及び第４項、第 20 条（求人企業等の責任）第 21 条（不可抗力の免責）、第 23 条（秘密保持）、第 25 条（統計データの利用）、第 26 条（反社会的勢力の排除）第４項及び第５項、第 28 条（権利義務の譲渡）、第 29 条（分離可能性）、第 30 条（協議）及び第 3**0** 条（準拠法及び管轄裁判所）の規定は有効に存続する。	2. 本契約が終了した場合でも、第５条（会員登録）第４項、第６条（パスワード等の管理）第２項、第 10 条（本サービス利用料等）第２項、第 11 条（本サービス利用料等の支払期日及び返金）第２項、第３項、第４項及び第５項、第 12 条（採用、不採用その他の報告義務）、本項、第 16 条（本サービスの利用停止及び本契約の解除）第３項、第 17 条（求人企業等による本契約の解除）第２項、第 18 条（当社からの通知）第２項、第 19 条（当社の責任）第３項及び第４項、第 20 条（求人企業等の責任）、第 21 条（不可抗力の免責）、第 23 条（秘密保持）、第 **24** 条（情報の閲覧及び連絡機能等の制限）第 **4** 項から第 **7** 項まで、第 25 条（統計データの利用）、第 26 条（反社会的勢力の排除）第４項及び第５項、第 28 条（権利義務の譲渡）、第 29 条（分離可能性）、第 30 条（協議）及び第 3**1** 条（準拠法及び管轄裁判所）の規定は有効に存続する。

旧（変更前）	新（変更後）
第 **16** 条（本サービスの利用停止及び本契約の解除）	第 **16** 条（本サービスの利用停止及び本契約の解除）
1. 当社は、以下のいずれかに該当する事由により、求人企業等への事前の通知及び承諾を要することなく、本サービスを一時停止し、又は終了することができる。	1. 当社は、以下のいずれかに該当する事由により、求人企業等への事前の通知及び承諾を要することなく、本サービスを一時停止し、又は終了することができる。

旧（変更前）	新（変更後）
(1) 本サービスを運営するためのシステムの保守、更新等を定期的又は臨時に行う場合	(1) 本サービスを運営するためのシステムの保守、更新等を定期的又は臨時に行う場合
(2) コンピューター・ウイルス被害、火災、停電、天災地変などの不可抗力により、本サービスの提供が困難な場合	(2) コンピューター・ウイルス被害、火災、停電、天災地変などの不可抗力により、本サービスの提供が困難な場合
(3) 第三者の故意又は過失による行為によって発生したシステムの不具合について対策を講じる必要がある場合	(3) 第三者の故意又は過失による行為によって発生したシステムの不具合について対策を講じる必要がある場合
(4) その他、不測の事態により、当社が本サービスの提供が困難と判断した場合	(4) その他、不測の事態により、当社が本サービスの提供が困難と判断した場合
2. 求人企業等が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、求人企業等に対し、何らの催告を要することなく直ちに本サービスの提供を停止し、又は本契約を解除することができるものとする。	2. 求人企業等が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、求人企業等に対し、何らの催告を要することなく直ちに本サービスの提供を停止し、又は本契約を解除することができるものとする。
(1) 本規約に定める事項に違反し、当社が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず当該期間内にこれ是正しないとき（第 2 号から第 4 号に掲げる場合を除く。）	(1) 本規約に定める事項に違反し、当社が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず当該期間内にこれを是正しないとき（第 2 号から第 4 号に掲げる場合を除く。）
(2) 第 10 条（本サービス利用料等）に定める本サービス利用料等の支払を拒んだとき、又は本サービス利用料等の支払期日を経過してもなお支払いが完了していないとき	(2) 第 10 条（本サービス利用料等）に定める本サービス利用料等の支払を拒んだとき、又は本サービス利用料等の支払期日を経過してもなお支払いが完了していないとき
(3) 第 14 条（禁止事項）に違反したとき	(3) 第 14 条（禁止事項）に違反したとき
(4) 第 23 条（秘密保持）に定める事項に違反したとき	(4) 第 23 条（秘密保持）に定める事項に違反したとき
(5) 第 28 条（権利義務の譲渡）第 1 項に定める義務に違反したとき	(5) 第 28 条（権利義務の譲渡）第 1 項に定める義務に違反したとき
(6) 破産、特別清算、強制執行、民事再生の申立をし、又は第三者からその申立を受けたとき	(6) 破産、特別清算、強制執行、民事再生の申立をし、又は第三者からその申立を受けたとき
(7) 差押、仮差押、仮処分、競売又は滞納処分による差押えを受けたとき	(7) 差押、仮差押、仮処分、競売又は滞納処分による差押えを受けたとき
(8) 手形小切手の不渡り処分を受け、又は銀行取引停止処分を受けたとき	(8) 手形小切手の不渡り処分を受け、又は銀行取引停止処分を受けたとき
(9) 解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をしたとき	(9) 解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をしたとき
(10) 災害、労働紛争その他の事情により、その資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると客観的に認められる相当の理由があるとき	(10) 災害、労働紛争その他の事情により、その資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると客観的に認められる相当の理由があるとき

旧（変更前）	新（変更後）
(11) 前号までに定める他、当社と求人企業等との信頼関係が損なわれたと認められる事由が生じたとき	(11) 前号までに定める他、当社と求人企業等との信頼関係が損なわれたと認められる事由が生じたとき
3. 前項による解除は、当社が求人企業等に対して損害賠償を請求することを妨げるものではない。	3. 前項による解除は、当社が求人企業等に対して損害賠償を請求することを妨げるものではない。
4. 第1項に規定する場合、求人企業等が当社に対して負担する一切の債務について、その期限の利益を喪失するものとする。	4. 第2項に規定する場合、求人企業等が当社に対して負担する一切の債務について、その期限の利益を喪失するものとする。

旧（変更前）	新（変更後）
第17条（求人企業等による本契約の解除）	第17条（求人企業等による本契約の解除）
1. 求人企業等は、当社に対し、本契約解除日の1か月前までに本契約の解除を求める旨の意思表示を電話、書面、メールのいずれかの手段で行うことで、本契約を解除することができる。	1. 求人企業等は、当社に対し、本契約解除日の1か月前までに本契約の解除を求める旨の意思表示を電話、書面、メールのいずれかの手段で行うことで、本契約を解除することができる。
2. 前項により本契約が解除された場合においても、本契約の解除日より前に、本サービスの利用を通じてスカウトした求職者を採用するに至った場合には、第10条（本サービス利用料等）第1項に基づき、本サービス利用料の支払義務が生じる。	2. 前項により本契約が解除された場合においても、本契約の解除日より前に、本サービスの利用を通じてスカウトした求職者を採用するに至った場合には、第10条（本サービス利用料等）第2項に基づき、本サービス利用料の支払義務が生じる。

旧（変更前）	新（変更後）
第18条（当社からの通知）	第18条（当社からの通知）
1. 当社は、本ウェブサイト上への表示、メールその他当社が適切と判断する方法により、求人企業等に対して随時、必要な事項について通知する。この場合、当該通知の内容が本ウェブサイト等に表示された場合には、当該表示がなされた時点、メール等により通知された場合には、当該通知が到達した時点より効力を生じるものとする。	1. 当社は、本サービス上への表示、メールその他当社が適切と判断する方法により、求人企業等に対して随時、必要な事項について通知する。この場合、当該通知の内容が本サービス上又は当社のウェブサイトに表示された場合には、当該表示がなされた時点、メール等により通知された場合には、当該通知が到達した時点より効力を生じるものとする。
2. 求人企業等は、連絡先を含む登録事項に変更があった場合、当社所定の方法により速やかに当社に対して届け出るものとし、当社は、求人企業等が当該届出を怠ったことにより求人企業等に生じた損害について責任を負わないものとする。	2. 求人企業等は、連絡先を含む登録事項に変更があった場合、当社所定の方法により速やかに当社に対して届け出るものとし、当社は、求人企業等が当該届出を怠ったことにより求人企業等に生じた損害について責任を負わないものとする。
3. 求人企業等が前項の届出を怠り、当社からの求人企業等への通知が延着又は不着となった場合には、当社は、当該通知が通常到達すべき時期に到達したとみなすことができるものとする。	3. 求人企業等が前項の届出を怠り、当社からの求人企業等への通知が延着又は不着となった場合には、当社は、当該通知が通常到達すべき時期に到達したとみなすことができるものとする。

旧（変更前）	新（変更後）
第 20 条（求人企業等の責任）	第 20 条（求人企業等の責任）
1. 求人企業等は、本サービスの利用及び本規約に定める義務違反その他本規約に関する事項に起因又は関連して当社又は求職者若しくは他の求人企業等、その他の第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。	1. 求人企業等は、本サービスの利用及び本規約に定める義務違反その他本規約に関する事項に起因又は関連して当社又は求職者若しくは他の求人企業等、その他の第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
2. 求人企業等が次の各号のいずれかに該当する行為に及んだ場合、求人企業等は、当社に対し、違約金として、次の各号に定める金額を支払わなければならない。なお、当該行為により当社に生じた実際の損害額が次の各号に定める金額を超えるものであった場合、当社は、求人企業等に対し、その超過分の損害につき賠償を請求することができる。	2. 求人企業等が次の各号のいずれかに該当する行為に及んだ場合、求人企業等は、当社に対し、違約金として、次の各号に定める金額を支払わなければならない。なお、当該行為により当社に生じた実際の損害額が次の各号に定める金額を超えるものであった場合、当社は、求人企業等に対し、その超過分の損害につき賠償を請求することができる。
(1) 求職者を採用したにもかかわらず、採用をしていない旨の報告をした場合	(1) 求職者を採用したにもかかわらず、採用をしていない旨の報告をした場合
当該採用について第 10 条（本サービス利用料等）第 2 項により定められる本サービス利用料の倍額	当該採用について第 10 条（本サービス利用料等）第 2 項により定められる本サービス利用料の倍額
(2) 求職者を採用した際に、雇用形態、理論年収等を偽って回答した場合	(2) 求職者を採用した際に、雇用形態、理論年収等を偽って回答した場合
当該採用について第 10 条（本サービス利用料等）第 2 項により定められる本サービス利用料と虚偽回答に基づき定められた紹介料の差額の倍額	当該採用について第 10 条（本サービス利用料等）第 2 項により定められる本サービス利用料と虚偽回答に基づき定められた本サービス利用料の差額の倍額
3. 当社は、求人企業等が、求職者を採用した雇用形態、理論年収等の条件に関する資料を提供しない場合には、本サービス上に掲載された給与の上限額をもとに、前項の違約金の額を算出することができるものとする。	3. 当社は、求人企業等が、求職者を採用した雇用形態、理論年収等の条件に関する資料を提供しない場合には、本サービス上に掲載された給与の上限額をもとに、前項の違約金の額を算出することができるものとする。

旧（変更前）	新（変更後）
第 22 条（商標等の取り扱い）	第 22 条（商標等の取扱い）
1. 当社は、求人企業等の求人情報を掲載し、求職者を募集するため、自らのホームページ、本サービス上その他の求人掲載媒体等に、社会通念上相当な方法により、求人企業等の会社名、又は口ゴ及び求人企業等から提供を受けた求人情報を掲載することができるものとし、求人企業等はこれらの掲載等を許諾する。	1. 当社は、求人企業等の求人情報を掲載し、求職者を募集するため、自らのホームページ、本サービス上その他の求人掲載媒体等に、社会通念上相当な方法により、求人企業等の会社名、又は口ゴ及び求人企業等から提供を受けた求人情報を掲載することができるものとし、求人企業等はこれらの掲載等を許諾する。
2. 当社は、前項に定める他、当社及び本サービスのマーケティング等に利用する目的で、求人企業等の商号、商標、口ゴマークを利用することができ、また、求人企業等が本サービスの利用者である旨の情報及び本サービスを用いて配信したコンテンツ、実施した施策等を一般的な表現で開示・公表することができる。但し、求人企業等が事前に異議を述べた場合は、この限りではない。	2. 当社は、前項に定める他、当社及び本サービスのマーケティング等に利用する目的で、求人企業等の商号、商標、口ゴマークを利用することができ、また、求人企業等が本サービスの利用者である旨の情報及び本サービスを用いて配信したコンテンツ、実施した施策等を一般的な表現で開示・公表することができる。但し、求人企業等が事前に異議を述べた場合は、この限りではない。

旧（変更前）	新（変更後）
第 23 条（秘密保持）	第 23 条（秘密保持）
1. 当社及び求人企業等は、相手方から開示された秘密情報を厳に秘密として保持し、本契約以外の目的で利用してはならず、また、相手方の事前の書面による承諾なくして第三者に開示又は漏洩してはならないものとする。	1. 当社及び求人企業等は、相手方から開示された秘密情報を厳に秘密として保持し、本契約以外の目的で利用してはならず、また、相手方の事前の書面による承諾なくして第三者に開示又は漏洩してはならないものとする。
2. 当社及び求人企業等は、本サービスの終了、本契約の解除、解約その他の事由により本契約が終了した場合、相手方の指示に従い秘密情報を速やかに返還又は廃棄その他の措置を行うものとする。なお、廃棄にあたっては、秘密情報を復元不可能な方法をとるものとする。	2. 当社及び求人企業等は、本サービスの終了、本契約の解除、解約その他の事由により本契約が終了した場合、相手方の指示に従い秘密情報を速やかに返還又は廃棄その他の措置を行うものとする。なお、廃棄にあたっては、復元不可能な方法によるものとする。

旧（変更前）	新（変更後）
第 24 条（個人情報）	第 24 条（情報の閲覧及び連絡機能等の制限）
当社は、「個人情報保護方針」に則り、本サービスを通じて取得した個人情報を取り扱うものとする。	1. 求人企業等は、求職者の退会又は個人情報の利用の停止、消去若しくは第三者への提供の停止の請求その他個人情報保護に関する対応に伴い、本サービス上の情報の非表示、閲覧の制限、削除又はメッセージの送受信の停止が必要となった場合には、当社が法令及び個人情報保護方針に従い必要な範囲でこれらの措置を講じ、その措置の内容及び範囲に応じて本サービスの全部又は一部の提供を停止する場合があることを承諾する。
—	2. 前項の措置により、求人企業等は、既にやり取りしていた求職者についても、本サービス上のプロフィール、履歴書・職務経歴書その他の添付資料、応募・選考に関する情報、メッセージ履歴等の全部又は一部を閲覧若しくは取得できなくなり、又は当該求職者との連絡を継続できなくなる場合がある。削除した情報は、求職者が再登録した場合を含め、復元できない場合がある。
—	3. 当社は、第 1 項の措置を講じた場合、法令及び個人情報保護方針により認められる範囲で、当該求職者とやり取りしていた求人企業等に対し、当該求職者の情報の閲覧又は連絡ができなくなった旨を、本サービス上の表示、電子メールその他適切な方法により、通知する場合がある。この通知は、採用選考等の対応に必要な最小限の内容にとどめ、請求の具体的理由、本人確認書類その他不要な個人情報を開示しないものとする。ただし、通知自体が法令に違反し、又は本人の権利利益を害するおそれがある場合には、通知の内容若しくは方法を調整し、又は通知を行わないものとする。
—	4. 求職者から個人情報の削除、利用の停止又は第三者への提供の停止等の請求があり、当社が、法令及び個人情報保護方針により認められる範囲で、求人企業等

旧（変更前）	新（変更後）
	に対して当該請求があった旨を通知し、本サービスを通じて取得した当該求職者の個人情報について、利用の停止、消去その他必要な措置を講じる等の協力を求めた場合、求人企業等は、合理的な理由がない限り、これに協力するものとする。
—	**5.** 第 **1** 項の措置は、求人企業等が既に取得し、又は本サービス外で保存した求職者の情報の消去を意味するものではない。求人企業等は、当該情報を、個人情報の保護に関する法律、職業安定法その他の適用法令に従い、自らの責任において適切に取り扱うものとする。
—	**6.** 第 **1** 項の措置のみを理由として、既に発生した本サービス利用料等の支払義務が消滅し、又は当該措置後に第 **10** 条所定の要件を満たす採用に係る本サービス利用料の支払義務が免除されるものではない。第 **12** 条に定める報告及び資料提出の義務は、第 **1** 項の措置によって影響を受けないものとする。本項は、第 **10** 条第 **3** 項の適用除外、第 **11** 条第 **5** 項その他の返金に関する定め又は法令に基づく求人企業等の権利を変更し、又は制限するものではない。
—	**7.** 当社が法令及び本条に従い適切に講じた第 **1** 項の措置により閲覧又は連絡が制限されたことのみをもって、当社の債務不履行となるものではない。ただし、当社による処理の誤りその他当社の責めに帰すべき事由がある場合の責任は、第 **19** 条及び適用法令に従うものとする。本条は、法令に基づく求職者若しくは求人企業等の権利又は当社若しくは求人企業等の義務を制限するものではない。

旧（変更前）	新（変更後）
第 **25** 条（統計データの利用）	第 **25** 条（統計データの利用）
当社は本サービスを通じて取得した特定の職種への応募率など、求人企業等及び求職者個人が特定できない形式に適切に加工した上で、統計データを作成し、本サービスの改善等に利用できるものとし、求人企業等はこれに同意する。	当社は、本サービスを通じて取得した特定の職種への応募率などの情報を、求人企業等及び求職者個人が特定できない形式に適切に加工した上で、統計データを作成し、本サービスの改善等に利用できるものとし、求人企業等はこれに同意する。

旧（変更前）	新（変更後）
第 **26** 条（反社会的勢力の排除）	第 **26** 条（反社会的勢力の排除）
1. 当社及び求人企業等は、相手方に対し、本契約締結日において、自己及び自己の関係会社並びにこれらの取締役、執行役、執行役員等の経営に実質的に関与する重要な使用人、実質的に経営権を有する者が反社会的勢力等に該当しないこと	1. 当社及び求人企業等は、相手方に対し、本契約締結日において、自己及び自己の関係会社並びにこれらの取締役、執行役、執行役員等の経営に実質的に関与する重要な使用人、実質的に経営権を有する者が反社会的勢力等に該当しないこと

旧（変更前）	新（変更後）
を表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。	を表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。
2. 当社及び求人企業等は、自ら又は第三者を利用して、以下の各号に該当する行為を行わないことを、相手方に対して保証する。	2. 当社及び求人企業等は、自ら又は第三者を利用して、以下の各号に該当する行為を行わないことを、相手方に対して保証する。
(1) 暴力的な要求をすること	(1) 暴力的な要求をすること
(2) 法的な責任を超えた不当な要求をすること	(2) 法的な責任を超えた不当な要求をすること
(3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いること	(3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いること
(4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害すること	(4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害すること
(5) 反社会的勢力に対して、名目の如何を問わず資金提供を行うこと	(5) 反社会的勢力等に対して、名目の如何を問わず資金提供を行うこと
(6) 第三者が反社会的勢力であることを知りながら、当該第三者との取引を行うこと	(6) 第三者が反社会的勢力等であることを知りながら、当該第三者との取引を行うこと
その他前各号に準ずる行為	(7) その他前各号に準ずる行為
3. 当社及び求人企業等は、相手方が前二項のいずれかに違反した場合には、相手方に対して何らの催告を要することなく、本契約の全部又は一部を解除できるものとする。	3. 当社及び求人企業等は、相手方が前二項のいずれかに違反した場合には、相手方に対して何らの催告を要することなく、本契約の全部又は一部を解除できるものとする。
4. 当社及び求人企業等は、前項に基づく本契約の解除につき、相手方に対して何らの損害賠償責任を負わないものとする。	4. 当社及び求人企業等は、前項に基づく本契約の解除につき、相手方に対して何らの損害賠償責任を負わないものとする。
5. 第 3 項による本契約の解除は、解除権者が被った損害につき、解除権者から当該相手方に対してその賠償を請求することを妨げるものではない。	5. 第 3 項による本契約の解除は、解除権者が被った損害につき、解除権者から当該相手方に対してその賠償を請求することを妨げるものではない。

旧（変更前）	新（変更後）
第 **27** 条（本規約の変更及び本サービスの終了）	第 **27** 条（本規約の変更及び本サービスの終了）
1. 当社は、民法 548 条の 4 の規定により、本規約の内容を随時変更することができる。	1. 当社は、本規約の変更が求人企業等の一般の利益に適合する場合、又は本規約の変更が本契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的である場合には、民法第 548 条の 4 の規定により、本規約の内容を変更することができる。
2. 前項に基づき当社が本規約の内容を変更する場合、当社は、求人企業等に対し、本ウェブサイト上での掲載その他当社が適切と判断した方法にて公表又は通	2. 前項に基づき当社が本規約の内容を変更する場合、当社は、その効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生日を、効力発生日まで

旧（変更前）	新（変更後）
知するものとし、当社が指定する変更日以降は、変更後の本規約が適用されるものとする。	に、本サービス上での掲載、電子メールその他当社が適切と判断した方法により周知するものとし、効力発生日以降は、変更後の本規約が適用されるものとする。
3. 第 1 項に定める他、当社は、求人企業等の同意を得て、本規約を変更することができる。なお、当社が本規約の変更の告知をした日から、弊社が定める期間以降も引き続き本サービスを利用する場合、当該変更に同意したものとみなす。	3. 第 1 項に定める他、当社は、求人企業等の同意を得て、本規約を変更することができる。この場合において、当社が、変更後の内容及び効力発生日を、効力発生日の 1 か月前までに求人企業等に通知し、求人企業等が効力発生日までに本契約を解除する旨の意思表示をすることなく、効力発生日以降も引き続き本サービスを利用したときは、当該変更に同意したものとみなす。
4. 当社は、求人企業等の同意を得ることなく、本サービスの提供を終了する事がある。この場合、当社は、求人企業等に対し、事前にその旨及び終了日を通知するものとする。	4. 当社は、求人企業等の同意を得ることなく、本サービスの提供を終了する事がある。この場合、当社は、求人企業等に対し、事前にその旨及び終了日を通知するものとする。

旧（変更前）	新（変更後）
第 28 条（権利義務の譲渡）	第 28 条（権利義務の譲渡）
1. 求人企業等は、事前の書面による当社の承諾を得た場合を除き、本契約から生じる権利、義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとする。	1. 求人企業等は、事前の書面による当社の承諾を得た場合を除き、本契約から生じる権利、義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとする。
2. 当社が本サービスにかかる事業を第三者に譲渡する場合、当社は、当該事業譲渡の譲受人に対し、求人企業等の承諾を得ることなく、当該事業譲渡に伴い、本規約に基づく権利及び義務、並びに求職者の登録情報その他の顧客情報等を含む本規約上の地位を譲渡することができるものとする。なお、このことは、事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合においても同様とする。	2. 当社が本サービスにかかる事業を第三者に譲渡する場合、当社は、当該事業譲渡の譲受人に対し、求人企業等の承諾を得ることなく、当該事業譲渡に伴い、本規約に基づく権利及び義務、並びに求職者の登録情報その他の顧客情報等を含む本規約上の地位を譲渡することができるものとする。なお、このことは、事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合においても同様とする。

リクルーティングサポートに関する特則

旧（変更前）	新（変更後）
第 2 条（本サポートサービスの内容）	第 2 条（本サポートサービスの内容）
1. 当社は、本サポートサービスの利用を希望する求人企業等に対して、以下の業務を提供する。なお、本サポートサービスの内容及び範囲については、当社所定の利用申込書等において定めるものとする。	1. 当社は、本サポートサービスの利用を希望する求人企業等に対して、以下の業務を提供する。なお、本サポートサービスの内容及び範囲については、当社所定の利用申込書等において定めるものとする。
(1) ブランディング構築支援	(1) ブランディング構築支援

旧（変更前）	新（変更後）
コーポレートアイデンティティの策定、採用に係るブランディング構築、オウンドメディア制作、記事・動画の企画・制作、当社所定の認定講習の提供等	コーポレートアイデンティティの策定、採用に係るブランディング構築、オウンドメディア制作、記事・動画の企画・制作、当社所定の認定講習の提供等
(2) コンサルティング	(2) コンサルティング
求人情報の掲載媒体の選定・運用、採用ターゲットの策定、求人情報・求人票の作成代行、面接対応に係るコンサルティング等	求人情報の掲載媒体の選定・運用、採用ターゲットの策定、求人情報・求人票の作成代行、面接対応に係るコンサルティング等
(3) 採用活動の実行支援	(3) 採用活動の実行支援
求職者へのスカウトメールの送信。面接日時の設定、求職者への合否連絡等	求職者へのスカウトメールの送信、面接日時の設定、求職者への合否連絡等
(4) その他	(4) その他
前各号に定めるほか、他当社と求人企業等において合意した採用代行に係る業務	前各号に定めるほか、当社と求人企業等において合意した採用代行に係る業務
2. 本サポートサービスには、職業安定法に定める委託募集に該当する業務は含まず、また、弁護士法、公認会計士法その他の法令に違反する業務は含まないものとする。	2. 本サポートサービスには、職業安定法に定める委託募集に該当する業務は含まず、また、弁護士法、公認会計士法その他の法令に違反する業務は含まないものとする。
3. 当社は、エイジレスキャリア利用規約及び本特則に従い、善良なる管理者の注意をもって本サポートサービスを実施する。	3. 当社は、エイジレスキャリア利用規約及び本特則に従い、善良なる管理者の注意をもって本サポートサービスを実施する。
4. 当社は、自己の責任において、当社の従業員の中から、本サポートサービスの遂行に適切な人員を選任し、当該従業員（以下、「担当従業員」という。）をして、本サポートサービスに当たらせるものとする。	4. 当社は、自己の責任において、当社の従業員の中から、本サポートサービスの遂行に適切な人員を選任し、当該従業員（以下、「担当従業員」という。）をして、本サポートサービスに当たらせるものとする。
5. 求人企業等は、担当従業員に対して直接指揮命令をしてはならず、本サポートサービスの遂行に関する要請、依頼等については、当社が選任する管理責任者を通じて行うものとする。	5. 求人企業等は、担当従業員に対して直接指揮命令をしてはならず、本サポートサービスの遂行に関する要請、依頼等については、当社が選任する管理責任者を通じて行うものとする。
6. 当社は、本サポートサービスの全部又は一部の遂行について、第三者に再委託することができるものとする。なお、当社は、エイジレスキャリア利用規約及び本特則に定める自己の義務と同等の義務を当該第三者に課すとともに、当該義務の履行について、求人企業等に対して直接責任を負う。	6. 当社は、本サポートサービスの全部又は一部の遂行について、第三者に再委託することができるものとする。なお、当社は、エイジレスキャリア利用規約及び本特則に定める自己の義務と同等の義務を当該第三者に課すとともに、当該義務の履行について、求人企業等に対して直接責任を負う。
7. 求人企業等は、当社が本サポートサービスを遂行する過程で当社の作成した著作物については、その著作権が当社に帰属することを確認する。	7. 求人企業等は、当社が本サポートサービスを遂行する過程で当社の作成した著作物については、その著作権が当社に帰属することを確認する。
8. 求人企業等は、本サポートサービスの提供に必要となる場合には、本サポート	8. 求人企業等は、本サポートサービスの提供に必要となる場合には、本サポート

旧（変更前）	新（変更後）
サービスの利用期間に限り、本システムの求人企業等管理画面の管理者権限を、当社に付与することを承諾する。	サービスの利用期間に限り、エイジレスキャリアの求人企業等管理画面の管理者権限を、当社に付与することを承諾する。

旧（変更前）	新（変更後）
第4条（報酬）	第4条（報酬）
1. 求人企業等は、本サポートサービスを利用するにあたって、利用申込書等で別途定めた報酬を支払うものとする。	1. 求人企業等は、本サポートサービスを利用するにあたって、利用申込書等で別途定めた報酬を支払うものとする。
2. 求人企業等は、当社に対し、前項の報酬を、当社が発行する請求書に基づき、当社の指定する期日までに、当社が指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、振込手数料は求人企業等の負担とする。	2. 求人企業等は、当社に対し、前項の報酬を、当社が発行する請求書に基づき、当社の指定する期日までに、当社が指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、振込手数料は求人企業等の負担とする。
3. 求人企業等が、当社に対する採用代行手数料の支払いを遅滞した場合、求人企業等は年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとする。	3. 求人企業等が、当社に対する第1項の報酬の支払いを遅滞した場合、求人企業等は年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとする。